

## 「既得権の経済学——問題解決のためのメカニズム設計」(要旨)

鬼木 甫  
大阪学院大学

本論文の目的は、「既得権 (vested interest) 問題」を経済理論の立場から分析し、これを合理的に解決・処理するための経済システム (本論文で「保険・補償システム」と呼ぶ) を設計・提案することである。本論文ではまず、理論的基盤となるべき「既得権の経済モデル」を構築する。次いで具体的な分析対象として、多数種類の既得権のうち (1) 電波利用、(2) 土地所有と利用、(3) 職位保持の3ケースそれぞれについて分析とシステム設計のための予備的考察を行う。

本論文で考察の対象とする「既得権」とは、当事者すなわち個人や団体にとってある特定の権利や地位がその当事者の利益と結合する形で成立し、これが法的にあるいは各種の慣行・圧力などで守られ、存在し続ける場合である。電波利用については通信・放送など各種事業者による電波の継続利用、土地の場合は私有地の財産権や借地権、職位の場合は企業や団体の一員として働き続ける「権利」がその例である。この他にも多数の既得権を日常の経済活動の中で見ることができる。

既得権が社会あるいは組織全体にとって「問題」になるのは、経済成長や経済環境変動の結果、その対象たとえば電波、土地、職位などのあり方に不適合・過不足を生じ、全体の利益のためにその「調整 (既得権の見直し)」が必要となる場合である。このとき、既得権を保有する当事者の利害と全体の利害が相反する。全体の利益のためには、当事者の一部が既得権を手放す必要がある。しかしこのことは、同当事者による投資・努力・経験などが無駄になる (埋没費用 (sunk cost) を回復できない) ことを意味し、損害・苦痛を与える。したがって既得権の調整には摩擦・抵抗を生じることが多く、そのため調整の遅れや調整費用が発生し、摩擦・抵抗を排して実現された調整が最適な結果をもたらすとはかぎらない。また抵抗が強い場合に、社会の衰退や組織の消滅という極端な結果に近づくまで既得権調整が実現しないこともあり得る。いずれにしても、既得権問題の解決は困難を伴うのが現状である。

本論文は、このような「既得権問題」を、現行制度という制約を外した上で改めてミクロ経済理論の立場から考察し、社会あるいは組織全体の利益のために必要な既得権の調整を円滑に実現するための経済制度・システム (「保険・補償システム」) を設計・提案することを目的とする。ただし本論文では、何らかの既得権がすでに成立・存在していることを前提し、そこから生ずる問題の解決・処理に集中する。既得権成立の経過・背景や原因、既得権が放置された場合にそれが及ぼす影響などについては考察の対象としない。また本論文は、既得権調整の必要が同保有者の一部のみにも及ぶ場合を考察する。同必要が保有者全員あるいはその大部分に及ぶ場合は考察対象外である。

本論文では、まず第1に、「既得権の経済モデル」を構築して分析対象を明示し、また既得権問題にかかる諸要因の相互関係を明らかにする。次いで、既得権問題を経済合理的に解決するため、「保険・補償システム」（既得権喪失にかかる保険・補償と、既得権対象の「供給価格（この場合は既得権を同保有者が手放すことに同意するために要求する最低補償額）」を組み合わせたシステムを提示し、上記理論モデルを使用してその作用・機能を解明する。

同システムの要点は以下のとおりである。(1) 既得権を保有するそれぞれの個別主体は、それを失うことに同意できる最低限の「補償金額（既得権の供給価格）」を表明し、同金額と、別に与えられた「補償料率」（下記(4)）の積に等しい「補償料」を毎期間支払う。(2) 既得権の調整にあたる機関（電波・土地の場合は政府機関、企業内職位の場合は企業経営者、ここでは便宜上すべて「政府」と呼ぶ）は、個別主体から補償料を徴収する。(3) 政府は各期ごとに何らかの規準にしたがって既得権を調整し、その結果既得権を失うことになる個別主体にあらかじめ表明された補償金額を支払う。その際、毎期の補償金支払額を最小化するように同調整内容を決定する。(4) 政府は、補償料収入と補償金支払が長期的に均衡するように毎期の補償料率を設定する。本システムと通常の保険との差は、後者においては保険金支払が外的イベント（天災など）に基いておこなわれるのに対し、前者においては既得権調整という政府行動に基いておこなわれる点にある。また本システム下では、既得権保有者は、既得権を失う場合に受取る補償金額と、每期政府に支払う補償料を勘案して行動する。したがって、既得権の固守（ごね得）などの事態が生ずる可能性は低い。

第2に、具体的な研究対象である既得権、すなわち電波利用、土地保有と利用、職位保持のそれぞれについて、「保険・補償システム」を実現するための「制度設計」のための予備的考察を試みる。その主な内容は、既得権保有者に与えられるべき権利・義務（契約類型）の指定、同システムを運行する公的機関の行動原理の明示、および同システムを実施した場合に得られると予想される結果である。それぞれの既得権は独自の特色を持ち、また異なる現行制度下にある（電波について無線局免許と電波利用料、土地について固定資産税と土地登記・土地収用制度、職位について労働法・各種の慣行、失業保険、終身雇用・停年制）ので、新しい保険・補償システムの設計では、それぞれの特色を考慮し、また現行制度からの移行方策を示すよう試みる。

本論文が提案する「保険・補償システム」は、ミクロ経済学における（通常の、たとえば損害）保険の考え方と、供給価格の考え方を結合して得られたものである。それぞれの考え方は教科書レベルの既知事項だが、この両者を組み合わせて一体的に運営する経済システムは存在せず、また筆者の知るかぎりでも他論文等によっても提案されていない。

同システムの着想は、本研究者による「合理的な電波再分配のための方策」の研究から得られたものである（参考文献の [205、200、199、183]）。すなわち本研究は、電波に関する既得権問題解決のための「保険・補償システム」を一般の既得権問題に適用する試

みである。なお電波に関する同システム自体は本研究者の提案だが、結果的にそれは、本研究者がより早い時期に提案した「電波再分配のための(単純な)保険システム(同上[192、183の3章])」と、池田他[2003](\*)が提案した「逆オークションによる電波再分配」を結合したものになっている。

近年における日本経済の停滞・困難の1つの原因が、多数分野に広がる「既得権」と、そこから生ずる硬直性・非効率性にあることは、すでに広く同意されていると思われる。そのような硬直性・非効率性は、「広義の投資」が不確実性下で実施されたことの結果であって、これを完全に回避することは不可能であり、事後的な調整によって軽減を図る他はない。この目的のために現在の日本では、多数決に基づく政治権力によって国家レベルの既得権問題を直接に解決する方針が採用されつつあるが、この方策は摩擦や抵抗を生じやすい。また個別企業・団体レベルでは、現行制度・慣行内での施策(希望退職の募集、新規雇用の停止など)が採用されているが、それが最適な結果をもたらす保証は無い。本論文は、政治権力や組織ガバナンスによる直接解決に代る「経済システム」の採用を提案するものである。直接解決に対する同システムの位置は、(後者が誘因両立性を満たすという点で)計画経済に対する市場メカニズムの位置に類似している。

もとより本論文が提案する「保険・補償システム」は、市場メカニズムのように自然発生的に成立するものではなく、(たとえば現行の社会保険制度と同様に)社会全体の意思決定に基いてはじめて成立するものである。そのような意思決定のためには、同システムの前提や帰結が明らかになっている必要がある。本論文は、3つのケース(電波、土地、職位)について同システムの有用性を例示しようと試みる。本論文の成果が既得権問題の解決のために採用されれば、日本経済の再活性化に長期的に貢献できるものと予想される。

注(\*) : Ikeda, Nobuo and Lixin Ye, "Spectrum Buyouts: A Mechanism to Open Spectrum," RIETI Discussion Paper, December 2003. (<http://www.rieti.go.jp/publications/summary/02030001.html>)

#### 参考文献 (すべて鬼木甫の単著)

205. "Spectrum Policy," Chapter 5, R. Taplin and M. Wakui (eds.), *Japanese Telecommunications Market and Policy in Transition*, Routledge, U.K., 2006, pp. 109-149.  
(<http://www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/noframe/eng/publication/200511.html>)
200. 「電波再分配のための新方式の提案——保険・補償メカニズム」(発表概要)、情報通信政策会議、2004年11月。第21回情報通信学会大会、2004年6月。  
(<http://www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/noframe/jpn/publication/200406.html>)
199. "Reallocation of Radiowave Spectrum with a Price Mechanism: Proposal of a System of Insurance and Compensation," Paper presented at the 32nd Research Conference on Communication, Information and Internet Policy (*Telecommunications Policy Research Conference 2004*) held at the Tech Center, George Mason University, U.S.A, October 1-3, 2004. An earlier version of the paper was presented at SNU Center for Law & Technology's 2004 *International Symposium in Seoul: Beyond Property v. Commons Dimension for a New Spectrum*

*Management System*, held in Seoul, Korea August 16, 2004.  
(<http://www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/noframe/eng/publication/200408a.html>)

- 192.** “Allocation and Assignment of Radio-Spectrum Resources by using Price Mechanism: Proposals for a New System.” Outline delivered as a plenary speech at *the Workshop on Advanced Wireless Technologies: Implications for Spectrum Management*, European Commission, DG Information Society, IST Program, October 10, 2003. (<http://www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/noframe/eng/publication/200310.html>)
- 187.** 「電波資源の有効利用——連載：電子社会と市場経済：第6回」（論文）、『Computer Today』、No. 111、サイエンス社、2002年9月、pp.46-50。  
(<http://www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/noframe/jpn/publication/200209.html>)
- 186.** “Modified Lease Auction and Relocation---Proposal of a New System for Efficient Allocation of Radio-spectrum Resources,” *ITME Discussion Paper*, No. 108, Information Technology and the Market Economy Project, Faculty of Economics, University of Tokyo, April 2003. Outline presented at *the 14th Biennial Conference, International Telecommunications Society*, Seoul, Korea, August 18-21, 2002, and at *the International Conference on Convergence in Communications Industries*, Warwick University, U.K., November 2-4, 2002. (<http://www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/noframe/eng/publication/200208.html>)
- 183.** 『電波資源のエコノミクス——米国の周波数オークション』（著書）、現代図書刊、2002年2月。(<http://www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/noframe/jpn/publication/200202a.html>)